

平成6年3月1日

各 位

四街道市都市部 建築 課  
都市整備課

美しが丘地区内の建築について (お願い)

四街道市美しが丘地区は、特定土地区画整理事業により整備された地区であり、将来にわたり良好な住環境と所有者の共同利益維持を図るため土地所有者・建築主は次の各号に掲げる項目を遵守し、建築の計画をされるようご協力願います。

1. 敷地を150㎡以下に再分割しないこと。
2. 宅盤の高さを高くしないこと。
3. 建築物の外壁、又はこれにかわる柱の面から隣地境界線までの距離を1m以上確保すること。ただし、次に掲げるものは除く。
  - (1) 出窓
  - (2) 建築物に付属する物置で高さが2.3m以下で、かつ床面積が5㎡以下であるもの。
  - (3) 自動車車庫で高さが3.0m以下であるもの。
4. 共同住宅の建築にあつては敷地内に戸数分の駐車場(2.5m×5.0m以上)及び自転車置場(0.7m×2.0m以上)を確保すること。